

# 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔昭和 45 年 12 月 21 日〕  
条 例 第 1 2 号

改正 平成 11 年 12 月 27 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分として免職処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 1 年以下の期間、給料月額額の 5 分の 1 以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 1 年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(書面の公示送達)

第 5 条 第 2 条に規定する書面の交付を行なう場合において、これを受けるべき者の所在地を知ることができないときは、その内容を、消防本部庁舎前の公告場に掲示することをもつて、これに替えることができるものとし、掲示された日から起算して 14 日間を経過したときに、書面の交付があつたものとみなす。

(規則への委任)

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。